

# 福岡県点字および録音図書 連絡協議会会則

## 第1条 (名称)

本会は「福岡県点字および録音図書連絡協議会」と称する。

## 第2条 (目的)

本会は会員相互の連携を密にし、相互研修等を図り、視覚に障がいのある人の読書普及に資することを目的とする。

## 第3条 (事業)

前条の目的を達成するために連絡会及び研修会等を実施する。

## 第4条 (総会)

総会は年1回以上開催し、協議会の予算、決算、事業計画、会則の改廃、その他重要な事項を審議する。

## 第5条 (会員)

本会員は福岡県において、視覚に障がいのある人に点字及び録音図書の貸出を行なっている施設及び学校とする。

## 第6条 (予算)

- 1 本会の予算は会費をもって充てる。
- 2 会費は各施設5,000円とする。
- 3 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7条 (役員)

本会に会長、副会長及び会計監事を置く。

- 1 会長は本会の会務を総理する。なお、会長は福岡県立図書館長を充てる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時はその職務を代理する。なお、副会長は福岡点字図書館長を充てる。
- 3 会計監事は会計を監査する。なお、会計監事は会員の互選によって決定する。

## 第8条 (任期)

役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第9条 (事務局)

会長施設が事務局を担当し、会運営に必要な業務の遂行にあたる。

## 第10条 (雑則)

この会則に定めるもののほか、本会の会議及び運営に関し、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

## 附則

本会則は昭和56年10月29日から施行する。

本会則は平成元年4月1日から施行する。

本会則は平成18年7月7日から施行する。

本会則は平成30年7月20日から施行する。